

平成30年度中学生地域医療現場体験事業実施要項

1. 目的

地域の医療現場の体験を通して、生命の尊さを理解し、かけがえのない自他の生命を尊重する態度を培うとともに、医師・看護師等の職業の重要性について理解を深め、地域医療従事者を目指す中学生の育成を図ることを目的とする。

2. 主催

健康福祉部医療政策課
教育庁教育指導課

3. 実施主体

健康福祉部医療政策課

4. 対象

県内中学生

※参加生徒の学年は、学校が実情に応じて決定する。

※可能な限り、実施市町村外の中学生の受け入れに配慮をお願いする。

5. 受入医療機関

県内医療機関

※受け入れ人数は医療機関の実情に応じて設定する。

6. 実施時期

夏休み期間中を中心に、学校と受入医療機関の実情に基づき設定する。

7. 実施内容

中学生が主体的に地域医療従事者をめざす進路選択をする一助となるような体験ができるよう、以下の事項に配慮した内容とする。

- ・ 地域医療現場の実態が理解できる内容であること。
- ・ 医師、看護師等医療従事者の業務が幅広く理解できる内容であること。
- ・ 生命の尊さについて考えることができる内容であること。
- ・ 特に医師・看護師等に関して、望ましい職業観・勤労観を育むことができる内容であること。

8. 実施方法

①実施に向けた調整

医療政策課は医療機関への実施意向の照会、調整を行う。

②実施計画作成

受入医療機関は、実施計画を作成する。

必要に応じ、受入医療機関は所在市町村（医療担当課）と連携しプログラムを作成する。

③実施計画周知

受入医療機関は実施計画を医療政策課を通じ教育指導課へ報告する。医療政策課と教育指導課は、市町村（教育委員会）を通じて中学校への周知を行う。

④申込み、受入決定

中学校は、参加生徒を取りまとめ、医療政策課に申し込む。

医療政策課は中学校からの申込みを取りまとめ、受入医療機関と調整の上、中学校に受入決定を通知する。

※標準的な実施フローは別紙を参考とし、実情に応じて実施をお願いする。

※教育委員会実施の職場体験事業など、市町村において独自に本事業と趣旨を同じくする事業が実施されており、本事業の必要がない場合は実施しなくともよい。

※医療機関との調整にあたっては、医療機関側の負担を考慮し、医療機関の協力可能な範囲での実施をお願いする。

9. 実施経費

原則として以下の対応とするが、これにより難しい場合には関係機関で協議して決定する。

【参加者対応】 現地交通費（原則として現地集合）

【県対応】 生徒傷害保険料（医療政策課で一括処理）

白衣クリーニング代

昼食代（受入医療機関が弁当や病院食を準備する場合）

【受入医療機関対応】 実習教材費

中学生地域医療現場体験事業の標準的実施フロー

